## 学生のハラスメント相談の流れ

## 相談者

まずは、身近な人に相談を

担任、副担任

相談しやすい教員・職員

相談受付

面談・電子メール・電話・手紙等

相談窓口

学生相談室 東204(内線520、西783内線341) 保健室

電子メール(jinken@tokaigakuin-u.ac.jp)

さらに人権委員会に相談することができます

1

## 人権委員会

調査・調停・通知・助言等を行います 注

報告

ハラスメント 当該者の所属長や 関係部署

学長



人権調査部会

注▶通知・調停・調査の場合、相談者からの申立書が必要です